

事務連絡  
令和5年3月28日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療関連サービス室

衛生検査所指導要領に基づく衛生検査所への立入検査等  
の実施について

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条に規定する衛生検査所の登録基準については、持続して満たされるよう、「衛生検査所指導要領の見直し等について」（平成30年10月30日付け医政発1030第3号医政局長通知）により、2年に1回以上の立入検査等を行うこととしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、「衛生検査所指導要領に基づく衛生検査所への立入検査等の実施について」（令和3年5月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室事務連絡。以下「令和3年事務連絡」という。）により、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、衛生検査所において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで立入検査を実施したものとみなすとしていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和3年事務連絡を廃止することとしました。

貴職におかれましては、これを御了知の上、適切な御対応をお願いします。